

就職に悩む若者や家族の方のための巡回相談

とき 毎月第1・3金曜日 午後1時30分～4時30分
ところ 魚津総合庁舎1階相談室(魚津市新宿10-7)
申込み・問合せ先 ヤングジョブとやま (☎445-1996)

家内労働相談

家庭外で働くことの困難な方のために、相談員が就業に関する相談指導を行っています。お気軽にご相談ください。
とき 毎週火・金曜日 午前9時～午後4時
ところ 働く婦人の家
申込み・問合せ先 働く婦人の家 (☎475-5780)

生活・就労相談員による巡回相談

とき 4月28日(木) 午後1時30分～4時30分
ところ 市役所1階市民相談室
内容 住居確保相談・生活資金相談・職業訓練相談・求人情報の提供など
問合せ先 県非正規労働者等総合支援センター (☎433-8422)

下水道の供用開始区域を拡大しました

4月から、左記の区域で下水道が使用できるようになりました。下水道を整備することで、清潔で快適な生活環境を確保し、河川や海の水質保全が図られます。
対象区域となる皆さんには、速やかに下水道への接続工事を実施していただくようお願いいたします。
対象区域 菰原、上島、下梅沢、沖田新、上小泉、柳原、法花寺のそれぞれ一部の地域
◆下水道への接続工事にあたり、次のような助成制度があります。

高齢者世帯水洗化推進事業補助金制度

高齢者(満65歳以上)のみの世帯が水洗化工事を行うための費用に対し、補助金を交付します。
補助額 補助対象となる工事費の3分の1(限度額1件40万円)

水洗便所改造資金貸付制度

トイレの水洗化工事などの費用を貸し付ける制度があります。また、この貸付制度を利用されると利子補給を受けることができます。

在宅の重度障がい者に手当が支給されます

●特別障害者手当 20歳以上で、精神または身体が著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給されます。(施設入所中のときや入院期間が3カ月を超えたときは支給されません)
●障害児福祉手当 20歳未満で、精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする方に支給されます。(障がいを支給事由とする公的年金を受給しているときや施設入所中のときは支給されません)
※いずれの手当も、障がいの状態が一定の基準に該当することが必要であるほか、本人、配偶者、扶養義務者の所得制限があります。
なお、支給を受けるには市(福祉介護課)への申請が必要です。
問合せ先 福祉介護課(内線768)

小児用肺炎球菌ワクチンおよびヒブワクチンの接種見合わせについて

『小児用肺炎球菌ワクチン』および『ヒブワクチン』を含むワクチン同時接種後の死亡例が報告されたことにより、接種が一時見合わせとなりました。今後、接種の再開実施については、決まり次第お知らせします。

子宮頸がん予防ワクチンの供給不足について

子宮頸がん予防ワクチンが全国的に不足しています。現在の対応として、既に1回目を接種した方を優先し、2回目・3回目の接種をしていただきます。
当分の間、初回接種の方は、接種を差し控えていただきますようご協力をお願いします。
対象年齢は、中学1年生～高校1年生ですが、3月末までに接種できなかった高校1年生の方は、4月以降に1回目の接種をした場合であっても、この事業の対象とします。
【注意】子宮頸がん予防ワクチンの接種は、市内指定医療機関に事前に予約の上、なるべく3回とも同じ医療機関で接種してください。
問合せ先 市民健康センター(☎475-8011)

在宅の要介護度4・5の方と同一世帯の介護者に手当が支給されます

●在宅福祉介護手当 在宅の要介護度4・5の認定を受けている方、または65歳未満で重度の障がいにより引き続き3カ月以上寝たきり状態になっている方などを介護している方に支給されます。ただし、介護者と被介護者が別世帯であるとき、被介護者の在宅期間が施設入所や入院などにより1カ月のうち2分の1未満のとき、また同一世帯の中で介護保険料を滞納している方がいるときは支給されません。
●在宅要介護高齢者福祉金 65歳以上で、在宅の要介護度4・5の認定を受けている方に支給されます。ただし、施設入所したとき、入院期間が3カ月を超えたとき、特別障害者手当などの支給を受けたときは支給されません。また、本人および生計中心者の所得制限があります。
※いずれの手当も、支給を受けるには市(福祉介護課)への申請が必要です。
※申請月の翌月分からの支給となります。
問合せ先 福祉介護課(内線764・768)

機能訓練教室

仲間と一緒に教室に参加し、自分の体にあった機能訓練について学びましょう。
とき ①6月9日(木) ②8月31日(水) ③11月30日(水) ④平成24年2月8日(水)
いずれも13:30～15:30
ところ 市民健康センター2階大会議室
対象 40歳から64歳までの心身機能の低下に対する訓練を必要とする方で、できるだけ全回とも出席できる方(医療などにおけるリハビリテーションを優先する方は対象としません)
内容 医師による個別相談、理学療法士・作業療法士による指導、リハビリゲーム など
参加費 1回100円
申込み・問合せ先 市民健康センター(☎475-8011)

募集

くから伝わる料理 昔ながらの味 ちょもぎのやきつけ料理体験講座 参加者募集

とき・ところ ①ちょもぎ摘み 4月24日(日)午前8時30分～11時30分
農村環境改善センター前集合
※市バスで市内ちょもぎ群生地へ移動し、午前11時30分に解散予定。
②ちょもぎ料理 6月25日(土) 午前11時30分～午後1時30分
早月中学校

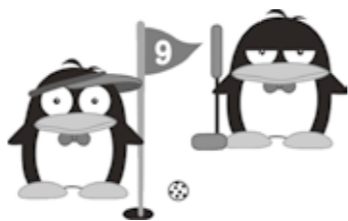
※両日ともご参加ください。
対象 大人(1人)と小学生など子ども(1～2人)の組み合わせ(親子、祖父母と孫など)
定員 40人程度(先着順)
参加費 無料
申込み・問合せ先 農林課(内線351)

市民体育大会 参加者募集

とき 5月14日(土)午前11時～
ところ 八尾カントリークラブ
参加費 3,000円
プレー代 10,000円
※必要な方のみカート代別途

広報に広告掲載してみませんか?

市では、広報紙に有料広告の掲載を希望される広告主を募集しています。
掲載位置 5段書きの最下段
大きさ ①縦46㍻×横84㍻(1段の半分) ②縦46㍻×横172㍻(1段全部)
広告料 1掲載号につき①8,000円 ②15,000円
申込受付 随時(ただし先着順)
申込み・問合せ先 企画政策課(内線223)



競技方式 新ペリア方式
定員 80人(先着順)
参加資格 市民および市ゴルフ協会員
申込期限 4月15日(金)まで
申込み・問合せ先 滑川市ゴルフ協会(吉田) (☎474-1011)

給油中は絶対にその場から離れないように!!

4月に入りましたが、まだ暖房が手放せない時期です。暖房を使用する機会も多いですが、家庭用などのホームタンクから灯油を給油する際には取り扱いに注意しましょう。誤って灯油などが川や海に流れ込むと川や海を汚染し、環境や生物などに大変な悪影響を与えます。
灯油タンクから給油をする場合は絶対にその場を離れないようにし、給油後は元栓をしっかり締めて油漏れがないことを必ず確認してください。
問合せ先 生活環境課(内線752)

国民年金法の改正による障害基礎年金の子加算の見直しに伴い、児童扶養手当の取り扱いが見直されます

児童扶養手当は、お子さまが配偶者の障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんでした。4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合、お子さまを子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能になりました。
児童扶養手当を受給するためには申請が必要です。
問合せ先 子ども課(内線321～325)